

畜産振興対策事業実施要領

1. 鶏卵価格安定対策事業

別紙(1)による。

2. 畜産協会事業

別紙(2)による。

3. 肉用子牛価格安定対策事業

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）による。

4. 肉豚生産安定対策事業

別紙(3)による。

5. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）による。

6. 畜産物流通体制整備事業

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2897号農林水産省農産局長及び3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知）及び強い農業づくり交付金（産地競争力の強化関連）の運用について（平成17年4月1日付け17畜第128号愛知県農林水産部長通知）による。

7. 畜産物輸出推進事業

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知）、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）による。

8. 配合飼料価格高騰対策支援金事業

別紙(4)による。

9. 食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金事業

別紙(5)による。

10. 粗飼料価格高騰対策支援金事業
別紙(6)による。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月17日から施行する。

鶏卵価格安定対策事業実施要領

(目 的)

第1 この要領は、鶏卵生産者経営安定対策事業の実施主体と契約する県内の生産者が納付する鶏卵価格差補填事業の生産者積立金並びに成鶏更新・空舎延長事業の生産者協力金の一部を助成することにより、同事業への参加を促すとともに生産者並びに生産者団体の連携強化を図り、もって本県の養鶏振興に資することを目的とする。

(事業主体)

第2 事業主体は、愛知県経済農業協同組合連合会、知多養鶏農業協同組合及び豊橋市養鶏農業協同組合の他、事業実施当該年度の7月末日までに別紙により県に申請し知事の指定を受けた団体とする（以下「団体」と総称する）。なお、事業主体の要件については、別記に掲げるとおりとする。

(助 成)

第3 知事は、この事業を実施する団体に対し、事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

2 団体は、鶏卵生産者経営安定対策事業の実施主体より同事業実施要領に基づき生産者積立金等の割戻し金もしくは返還金があった場合は、生産者に対して当該金のうち県費補助金相当分を県へ返納させるものとする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

別紙

鶏卵価格安定対策事業実施要領指定団体申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

畜産振興対策事業実施要領の鶏卵価格安定対策事業実施要領に基づき、下記のとおり事業を実施したいので、事業主体として指定いただくよう申請いたします。

記

1 団体概要

団 体 名	
住 所	
代 表 者	
事業責任者	担当者名 所属・職名 住 所 電話番号・FAX メールアドレス
経 理 担 当 者	担当者名 所属・職名 経理体制（決裁経路）

2 添付書類

- (1) 組織運営に関する規則（規約、会則等）
- (2) 事業内容、収支決算内容の分かる資料（総会資料等）
- (3) 鶏卵価格安定対策事業に係る事業実施規定
- (4) 事業参加が確定している鶏卵生産者名簿

別記

事業主体の要件

- (1) 事業に参加することが確定している県内の鶏卵生産者3戸以上が加入しており、責任者のある常設事務所を県内に有し、県内を拠点に継続的に活動していること。
- (2) 団体の組織運営に関する規則（規約、会則等）があり、規則等に基づく総会の開催、事業報告、収支決算等が行われていること。
- (3) 事業を実施できる財政的健全性を有しており、経理処理など各種事務の的確な処理、個人情報管理など、事業実施に必要な事務的管理能力及び体制を有すること。
- (4) 事業の実施にあたり、連絡責任者を特定し、愛知県との連絡調整や協議に対し真摯に対応できること。

畜産協会事業実施要領

(目 的)

第1 この事業は、公益社団法人愛知県畜産協会(平成25年4月1日に社団法人愛知県畜産協会から移行した法人をいう。以下「畜産協会」という。)が畜産経営の合理化及び飼養技術の向上を図るため、諸事業を実施し、生産性の高い畜産経営の健全な発展に資するとともに、畜産団体の中核として本県の畜産振興に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2 事業の実施主体は、畜産協会とする。

(事業の内容)

第3 この事業の内容は、次に掲げる経費とする。

1 畜産協会運営費

(1) 職員設置

職員の確保並びに組織の強化を図るための経費。

(2) 管理運営

協会の管理運営を適正に推進するための経費。

2 家畜登録等事業費

畜産関係団体が行う家畜登録事業、家畜共進会開催事業に要する事務経費に対し、助成する経費。

(事業実施上の留意事項)

第4 事業の実施にあたっては、次の事項に留意して実施するものとする。

1 畜産協会運営費

畜産協会が実施する各種事業との関連に配慮して、効率的な協会運営に努めるものとする。

2 家畜登録等事業費

畜産協会は、家畜登録等事業を実施する団体を指導し、事業が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

(助 成)

第5 県は、予算の範囲内で畜産協会事業実施に要する経費の一部を補助するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

肉豚生産安定対策事業実施要領

(目 的)

第1 養豚経営については、豚枝肉価格の低下、生産コストの上昇等により、収益性が悪化しているため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する、肉豚経営安定交付金制度の生産者負担金の一部を助成することにより、肉豚の再生産を確保し、養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資することを目的とする。

この事業は、肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(事業主体)

第2 この事業の事業主体は、一般社団法人愛知県養豚協会（平成26年4月1日に社団法人愛知県養豚協会から移行した法人をいう。）とする（以下「団体」と総称する）。

(事業の実施)

第3 事業主体は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第15号）正副2部を知事に提出し、認定を受けるものとする。

2 事業主体は、事業を効率的に推進するため、関係機関、団体等と密接な連絡を図るものとする。

(助 成)

第4 知事は、事業主体に対して、肉豚経営安定交付金制度の生産者負担金として機構に納付する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(生産者負担金の管理)

第5 事業主体は、生産者負担金について生産者が納付した分と県から交付された補助金分を分けて管理し、他の勘定と区分して経理するものとする。

(生産者積立準備金の運営及び管理)

第6 事業主体が管理する肉豚経営安定交付金制度に関する生産者負担金等に残額がある場合は、生産者積立準備金に繰り入れることができる。

2 事業主体は、生産者積立準備金を生産者が納付した分と県から交付された補助金分を分けて管理し、他の勘定と区分して経理するものとする。

3 事業主体は、生産者負担金として繰り入れる場合を除き、県分の生産者積立準備金を処分してはならない。ただし、本事業の終了に伴い残金を県に返還する場合はこの限りではない。

4 事業主体は、県が交付した補助金を生産者積立準備金に繰り入れ、または生産者積立準備金から積立金に繰り入れる場合は、知事に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

配合飼料価格高騰対策支援金事業実施要領

(目 的)

第 1 この事業は、物価高騰の影響が続いている配合飼料に係る支援金を交付することにより、畜産農家等の負担を軽減することを目的とする。

(事業主体)

第 2 この事業の事業主体は、愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県酪農農業協同組合、一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会及び日本養鶏農業協同組合連合会とする。

(事業の内容)

第 3 この事業では、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に畜産農家等に納品された配合飼料について、事業主体が価格高騰の影響に対する補助を行うのに要する経費を、県が支援金として交付する。

なお、事業主体が行う支援金の対象者は、配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家等とし、算定対象となる配合飼料は県内農場で使用するために購入したものに限る。

補助対象経費は、畜産振興対策事業補助金交付要綱別表 1 に定めるとおりとする。

また、畜産振興対策事業補助金交付要綱別表 1 の知事が定める配合飼料 1 トン当たりの支援対象金額及び支援金単価は次に掲げる内容とする。

1 支援対象金額

各四半期の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格相当額の平均から令和 3 年度の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格の平均を差し引いた金額とする。

2 支援金単価

(1) 第 3 四半期、第 4 四半期

支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補てん金額を差し引いた金額の $1/4$ に配合飼料価格安定制度の通常補てん金額の $1/3$ を加えた金額以内とする。

ただし、1 トン当たりの支援金単価の上限を 1 0 , 0 0 0 円とする。

(2) 支援金単価の調整

支援金単価に50円未満の端数がある場合は50円未満の端数を切り捨て、51円以上100円未満の端数があるときは51円以上100円未満の端数を切り捨てるものとする。

(助 成)

第4 県は、予算の範囲内で、この事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

(重点支援)

第6 第1から第5までに定めるほか、2025年1月に本県で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことに伴い、高病原性鳥インフルエンザが発生した農家及び周辺農家（制限区域内）を表1のとおり重点的に支援する。

表 1

期 間	令和6年4月1日から令和6年12月31日
発生した農家の 支援金単価	第1四半期、第2四半期、第3四半期 支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補 てん金額を差し引いた金額の1／2に配合飼 料価格安定制度の通常補てん金額の1／3を 加えた金額以内とする。 ただし、1トン当たりの支援金単価の上限 を10,000円とする。
周辺農家（制限区域 内）の支援金単価	第1四半期、第2四半期、第3四半期 支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補 てん金額を差し引いた金額の1／4に配合飼 料価格安定制度の通常補てん金額の1／3を 加えた金額以内とする。 ただし、1トン当たりの支援金単価の上限 を10,000円とする。
対象家畜	家きん

食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、燃油高騰対策を行うことにより、円滑な畜産物流通体制を構築することを目的とする。

(事業主体)

第2 この事業の事業主体は、次のいずれかに該当する者（以下、食肉流通センター等という。）とする。

- 1 食肉事業協同組合又は法人が設置者であると畜場
- 2 食鳥処理を行う法人、協同組合又は一般社団法人であり、年間処理羽数が30万羽を超える大規模食鳥処理場
- 3 愛知県内に学校給食用牛乳を供給している者が組織する団体

(事業の内容)

第3 この事業では、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に事業主体に納品されたA重油及び灯油について、価格高騰の影響に対する支援を行うものとし、補助対象経費は、畜産振興対策事業補助金交付要綱別表1に定めるとおりとする。

また、畜産振興対策事業補助金交付要綱別表1の知事が定めるA重油及び灯油1リットル当たりの支援対象金額は、石油製品価格調査の各月の燃油平均価格から次に掲げる基準価格を差し引いた金額とする。

- 1 A重油の基準価格 86.4円/L
- 2 灯油の基準価格 74.2円/L

(助成)

第4 知事は、事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

粗飼料価格高騰対策支援金事業実施要領

(目 的)

第 1 この事業は、物価高騰の影響が続いている粗飼料に係る支援金を交付することにより、畜産農家の負担を軽減することを目的とする。

(事業主体)

第 2 この事業の事業主体は、愛知県酪農農業協同組合及び公益社団法人愛知県畜産協会とする。

(事業の内容)

第 3 この事業では、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に畜産農家に納品された輸入粗飼料（乾牧草及び稲わら）について、事業主体が価格高騰の影響に対する補助を行うのに要する経費を、県が支援金として交付する。

なお、事業主体が行う支援金の対象者は下記に定める者とし、算定対象となる粗飼料は県内の自農場の牛（県外からの預託牛は除く。）に給与するために対象期間に購入したものに限る。

補助対象経費は、畜産振興対策事業補助金交付要綱別表 1 に定めるとおりとする。

また、輸入粗飼料の対象品目及び畜産振興対策事業補助金交付要綱別表 1 の知事が定める粗飼料 1 トン当たりの支援対象金額並びに支援金単価は次に掲げる内容とする。

1 支援対象者

支援対象者は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 愛知県内に所在する農場で、業として牛を飼養する畜産農家。
- (2) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人に該当しないこと。

2 輸入粗飼料の対象品目

(1) 乾牧草

スーダングラス、アルファルファ、オーツ、クレイングラス、チモシー、バミューダグラス、ヘイキューブ、ウィート、イタリアンライグラス、フェスキュー

(2) 稲わら

3 支援対象金額

知事が定める粗飼料 1 トン当たりの支援対象金額は、乾牧草及び稲

わらそれぞれにおいて、貿易統計を基に算出する各四半期の粗飼料輸入価格相当額の平均から令和３年度の粗飼料輸入価格の平均を差し引いた金額とする。

４ 支援金単価

支援対象金額の１／２以内とする。

ただし、１トン当たりの支援金単価の上限を１０，０００円とする。

（助 成）

第４ 県は、予算の範囲内で、この事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

（その他）

第５ この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。